



9 / 10 三嶋大社 拝殿前にて

【令和元年度
一の宮会総会開催】
令和元年度の全国一の宮会総会を伊豆国一の宮三嶋大社で開催した。

令和元年九月十日（火）三嶋大社事務所会議室に於いて二十八社四十二名が集い、令和

日本国一の宮

発行所 全国一の宮会
〒633-8538
奈良県桜井市三輪1422
大神神社内(全国一の宮会事務局)
TEL 0744-42-6633
FAX 0744-42-0381
編集 全国一の宮会事務局

創 刊 号

元年度の総会が開催された。

当日は総会に先立ち午前中に役員会を開催し総会に提出する議案について審議し、正午集合午後一時正式参拝記念撮影の後午後一時三十分より総会を開催平成三十年度会務報告、会計報告され可決し次に令和元年度事業計画案、予算案並役員改選などについての審議がなされ原案通り満場一致で可決され新たに一の宮会の会報を発行する事が決まりすべての議事が終えた。その後、講演会を実施、前東宮侍従長末綱隆様を講師に招き「皇室のご活動とその役割」と題し講演をいただいた。

御側にお仕えした方しか知り得ない陛下の御留学先のことなど、大変貴重な数々のお話を承り、実直で国民とともにどのお心持ち、また実際のお言葉等々のお話しに只只敬いと忝なさを

感じた次第である。

また第百二十六代今上天皇陛下にはこの度御即位遊ばされましたが、それ以前からも国民のもとにおでましに為さっておられ、労いやお見舞いのお言葉をお懸けになつておられるその姿を側近中の側近のお方から直接拝聴し、大御心の有り難さを改めて感じた。

講演会の後、会場を「みしまプラザホテル」に移し、和やかに懇親会が開催された。翌十一日には研修会を実施、葦山反射炉、沼津御用邸、楽寿園を見学し、実の有る有意義な時間を過ごしより一層の相互の親睦を深めた次第である。

尚、全国一の宮会は、全国各地の一宮の御社を中心に地域の活性化を図ること、会員の相互の親睦融和・一の宮巡拝奨励等を目的に、平成三年秋に摂津国一の宮住吉大社で結成大会を開催、以来毎年各地の一の宮を会場に総会を開催している。

令和二年度の総会は、九州沖縄地区が担当され豊前国一の宮宇佐神宮で開催予定、多くのご参加を望む。

全国一の宮会 会則

- 第一条 本会は全国一の宮会と称し、その事務所は会員の中より会長が定める。
- 第二条 本会は全国に鎮座する一の宮を以て会員とし組織する。
- 第三条 本会は会員神社の融和を深め、相互研究にはげみ、もって神社神道の高揚宣布をはかり、鎮座地域の活性化に貢献するを目的とする。
- 第四条 本会は第三条の目的を達するために左の事業を行う。
 - 一、親睦融和相互研究会
 - 二、全国一の宮巡拝事業
 - 三、会員名簿の作成
 - 四、各一の宮神社の社報の交換
 - 五、消息通信の発行
 - 六、一の宮神社所在地域との交流
 - 七、民族文化・伝統神事との交流
 - 八、その他必要な事業
- 【中略】
- 第九条 本会は毎年一回総会を開く。但し会長において必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。
- 第十条 総会においては、概ね左の事項を議決する。
 - 一、会則の改廃をすること。
 - 二、歳入歳出予算を定めること。
 - 三、決算報告を承認すること。
 - 四、その他本会の目的を達成する諸般の事項に関する事。
- 第十一条 総会は会長これを招集し会長が議長となる。
- 第十二条 全国を七地区に分け、各地区に地区会を設けることができる。
- 第十三条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもつてあり、会費は毎年度予算の定めるところによる。
- 第十四条 本会の会計年度は毎年七月一日に始まり、六月三十日に終る。
- 第十五条 監事は会計及び庶務を監査し、総会においてこれを報告する。

全国一の宮巡りと朱印帳

全国一の宮会 会長 新木直人



新木会長

わが国の律令制が始まったのは、大宝律令が施行された大宝元年（七〇一）のころとされています。そのころ、五十八カ国三島に祀られていたお社が一の宮です。その後、天長元年（八二八）のころには、六十八カ国（六十六カ国との説もあります）二島にお祀りされた神社です。そのころは、日本国中つうらうらに国衛の制度が成り立ち、一国に一社の一の宮が祭祀されていました。

国衛には、国司が長官となりその国を統治していました。すでに、古代の領制の縣は廃絶し、県主は形骸化して称号の

み存在していたようです。しかし、縣制のまま采女として県主の子女が朝廷の祭祀を奉仕するなど伝統は受け継いでいます。一の宮制にも列挙している神社もありました。

国司の一番の任務は、領内を巡検し、領内神社を巡拝して国家の安泰と五穀豊穰、領民の安寧を祈念することでした。

その国の住民により一番、信仰を集め、神威のあらたかなお社が一の宮として選ばれ親拝されたとされています。やがて、国司は、次ぎの神社へと巡拝し、その順位が二の宮であり、三の宮、四の宮あるいは、五の宮まで礼拝されていたものとされています。その点、縣制とも後の二十二社制度とも異なります。

中世、戦国時代になって政治体制が武家政治へと移行することにより中央と国衛の関係する機能が失われ、それにもない国衛と一の宮との関係もうすれ、やがて住民の信仰の対象から遠ざかる時期が到来しました

が、社会状況が住民中心の時代へと変遷し、神も仏も同じという精神生活の慣習になり、西国三十三所霊場巡礼のように各国の一の宮を巡拝するなど、新たな信仰形態がうまれました。

最近では、朱印帳をお持ちになり全国各地の神社へ参拝される方々をみかけますが、それもまたその時代を受け継ぐ一の宮もうであり、巡拝の一方方法でしょう。

今日、先の六十八カ国二島に百社ちかく一の宮として歴史と文化を伝承してお祀りされています。なかには、戦乱や天災により他の社へ合祀したり、境内を統合して相殿に祀られたりされた変遷の歴史を伝えている神社もあります。土地や地域の名称に今なお名を遺し、かつての繁栄を伝えている地方もあります。

全国一の宮会は、千数百年の伝統を伝えるお社の集まりです。さらに御祭神のおおいなる御神徳によって、国の隆昌と地域の発展、市民の安全そうして、家内安全や豊穰をお祈りするお社です。

全国一の宮会 役員

(任期 令和元年七月一日～令和四年六月三十日)

- 〈会長〉 賀茂御祖神社 宮司 新木直人
- 〈副会長〉 北海道神宮 宮司 吉田源彦
寒川神社 宮司 利根康教
小國神社 宮司 打田文博
- 〈常任理事〉 大神神社 宮司 鈴木寛治
- 〈理事〉
 - 北海道東北
 - 支部長 志波彦神社 宮司 鍵三夫
 - 支部長 鹽竈神社 宮司 高橋廣晃
 - 関東
 - 支部長 鹿島神宮 宮司 鹿島則良
 - 支部長 浅間神社 宮司 古屋真弘
 - 北陸
 - 支部長 白山比咩神社 宮司 村山和臣
 - 支部長 彌彦神社 宮司 渡部吉信
 - 東海
 - 支部長 椿大神社 宮司 山本行泰
 - 支部長 三嶋大社 宮司 矢田部盛男
 - 近畿
 - 支部長 坐摩神社 宮司 渡邊統一
 - 支部長 伊弉諾神宮 宮司 本名孝至
 - 中国四国
 - 支部長 嚴島神社 宮司 野坂元明
 - 支部長 宇部神社 宮司 金田 誠
 - 九州沖縄
 - 支部長 枚聞神社 宮司 谷川博之
 - 支部長 笠崎宮 宮司 田村邦明
- 〈監事〉
 - 真清田神社 宮司 辰 守弘
 - 高良大社 宮司 竹間宗磨
- 〈顧問〉
 - 神社本庁 総長 田中恆清
 - 出雲大社 宮司 千家尊祐
 - 日光二荒山神社 名誉宮司 吉田健彦
 - 高瀬神社 名誉宮司 藤井秀弘

「宮とは何か―国主との関係を中心に」

洪谷申博 (日本宗教史研究家)

大和国・山城国・武蔵国などの令制国ごとに最高位(二位・三位……)の神社を定める一宮制は式内社・官幣社制と並ぶ社格制度であり、仏教における国分寺・国分尼寺制度に相当するものといえることができる。

一宮がいかに重視されてきたかは、その社殿等の造営が一宮平均役で行われたことからわかる。一宮平均役とは費用を一国内の公領・荘園に一律に賦課・徴収することをいい、伊勢神宮の式年遷宮や大嘗祭、内裏の造営、国分寺の堂塔建設の時



洪谷申博先生

などに行われた。

このように神道史上きわめて重要な制度であったにもかかわらず、いつ、どのように制定されたのかわかっていない。鴨長明の作と伝えられてきた『四季物語』には「仁和のはじめの年になむ、もろもろの国に一の宮を定めたまふ時」という記述があるが、実際にはそうした事実はない。朝廷によって定められた制度であるのなら正史や貴族の日記に記録が残るはずだが、そうしたものは一切残されていない。

こうしたことから一宮制は国分寺制のように朝廷が定めた制度とは考えにくい。かつてある研究者が述べたような「お国自慢の一種」などではけっしてない。そのようなものであったら一宮平均役が認められるはずはないし、全国68カ国(66国2島)すべてに普及することはな

いだろう。

繰り返しになるが一宮制の成立を明らかにする史料は残されていない。だが、神道史をくわしく見ていくと成立に至る道筋が見えてくる。すでに何人もの研究者によって指摘されていることではあるが、一宮制がなぜ成立し受け入れられてきたのかがここからわかってくるので、簡潔にまとめてみたい。

日本の律令制の特徴の一つに太政官と並んで神祇官が置かれたことがある。神祇官の役割は国家祭祀を司り、全国の神社を統括することであった。神祇官は全国の主要な神社に祭祀料(幣帛)を配ることで、それらを統率しようと試みた。これを班幣という。しかし、遠方の神社が神祇官への出向くことを怠るようになったため、延暦17年(798)に官社を官幣社と国幣社の2種に分け、前者は神



①賀茂御祖神社 楼門

祇官が後者は国司が管理することとなった。それまで官社の間に格式上の上下はなかったが、これによって官幣大社・官幣小社・国幣大社・国幣小社の4つに分けられたのである。

その一方で朝廷は名神と呼ばれる特定の神社に対する奉幣を盛んに行うようになった。班幣は全国の官社を等しく対象としていたが、名神奉幣は祈雨止雨や疫病退散などの靈験を発揮する神社のみが対象となっていた。すなわち、朝廷にとって有益であるかによって神社が選別されたのである。そして、めざましい結果をもたらした神社



②大神神社 拝殿

(祭神) に対しては神階が授けられた。こうしたことを通じて神社界においても「格」が形成されていったのである。そうした「格」を踏まえて行われたのが一代一度大神宝使であった。これは天皇の代替わりごとに特定の神社に神宝を奉獻するといふもので、伊勢神宮をはじめ賀茂神社(写真①)・大神神社(写真②)など50社が対象となっていた。

興味深いのは、この50社のうち29社がのちに一宮に、13社が二十二社に選ばれたということである。ただし、一代一度大神宝使は朝廷から見て崇敬すべき

価値がある神社が選ばれたもので、一宮制のように国ごとに霊威ある神社を選んだわけではないので同一視することはできない。実際、山城国は6社、大和国は5社、摂津国は4社が選ばれており、国ごとの順位は意識されていない。

しかし、一代一度大神宝使に選ばれた神社が国内で崇敬の対象になったであろうことは想像に難くなく、こうしたことが下地になって一宮制が成立したのもと思われる。なお、一代一度大神宝使の始まりは宇多天皇の大嘗祭に先立って仁和4年(888)に行われたものとされる(『日本紀略』)が、これは先述の『四季物語』が一宮制の始まりを「仁和のはじめの年」としていたことと符合している。『四季物語』の作者が一代一度大神宝使のことを意識してこのように書いたとは思えないが、仁和年間頃に神社制度に変化があったという認識が鎌倉初期の貴族にはあったのかもしれない。ちなみに、二十二社の基礎となった十六社奉幣は、昌泰元年(898)に始まるとされ

る(『日本紀略』)。

一宮制成立の条件は、それぞれの国の中からもそろっていった。その中でも大きかったのが国司の存在であった。

国司は「中央政府の出先機関として民政一般・警察・裁判・徴税・軍事・交通・宗教など多方面の職務を担う」(『角川新版日本史辞典』)ものとされるが、その役割は民政よりも国内の神々を祀ることに重きがあった。とくに国司に任命されて最初に任地に赴いた時に行う初任神拝が重要であった。このことは藤原宗忠の日記『中右記』の元永2年(1119)7月3日条に記された次のエピソードによく表れている。

宗忠の子の宗成は因幡守に任じられながら、9年経つても任地に赴かなかつた。このため國人たちは初任神拝が行われないうことで一宮(宇倍神社 写真③)の祟りがあるのではないかと恐れ、参拝を申し入れてきたという(「猶」有恐之由、国人申合云々、仍為参向彼国一宮)。民政については土地の事情に通じた在庁官人が処理をしているの



③宇部神社 拝殿

で国司不在でも問題はないが、国の神の祭祀については代理がきかないということだろう。

国司の一宮参拝を國人たちが重視していたことは、『赤染衛門集』からも読み取れる。それによると、赤染衛門の夫の大江匡衡が国司を務めていた尾張国では「国人に腹立つこと」があったため、彼らが農作業を放棄するという事態に陥っていた。そこで赤染衛門が一宮である真清田神社に歌を奉納したところ、わだかまりが消えて農作業が再開されたという。文には省略が多いため事件の具体的な推移は不明だが、真清田神社(写真④)

が国司と国人の仲介を果たしたのである。ここに一宮の存在意義が見えてくる。

その地に地縁も人脈もない国司にとって、天皇になりかわってその国の神々を祀るといふことは、国人にその地位・権威を認めさせる上で不可欠の要素であったであろう。そのアピールとして重視されたのが一宮参拝であった。

平時範の日記『時範記』承徳3年(1099)の記述によれば、初任神拝に際しては都から持参した神宝に地元で調製した神宝を合わせて一宮(宇倍神社)に奉納している。あえて地元で



④真清田神社 拜殿

神宝を作ること、新任国司のことを周知する意味があったのかもしれない。

いっぽう一宮にとっても国司から丁寧に祀られることにより国中第一の格式を国内に宣揚することができた。一宮と国主のこうした関係は、鎌倉時代以降も維持されていた。

鎌倉幕府が弘安徳政(1284年)によって一宮と国分寺の管轄権を国司から守護のもとに移したのも、守護の権威を確かなものにするためだったに違いない。上総国の守護であった上総氏や千葉氏は、一宮である玉前神社(写真⑤)の領

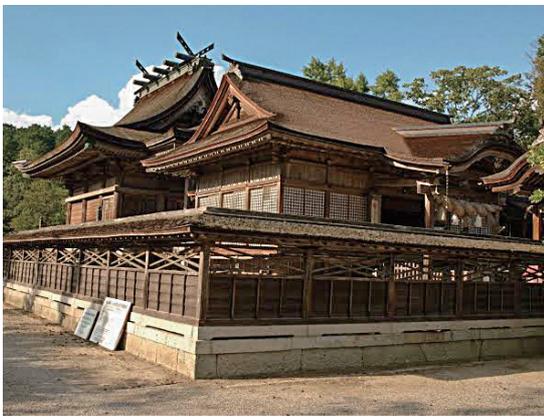


⑤玉前神社 一の鳥居

内(玉前荘)に館を構えて宗教的権威との一体性を示していた。

こうした関係は令制国が行政区画としての意味を失う戦国時代に入って失われていくが、所領が令制国と一致していた津山藩(美作国)の森忠政などは一宮(中山神社 写真⑥)を手厚く遇している。一部の一宮は、一宮を護持することが国内の諸社をまとめる上で有益であることを新たな領主に宣伝していたという(「備前吉備津宮からみた一宮制」)。

一宮制は衰退した律令体制を補助するシステムとして11〜12



⑥中山神社 本殿 拜殿

世紀頃に成立したと思われるが、各地の一宮は国人と国主を結び統治を円滑化させる役割を果たすことで近世までその権威を維持してきたといえよう。

主要参考文献

一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開 下』総合的研究編、岩田書店、2004年 井上寛『日本中世国家と諸国一宮制』岩田書店、2009年 岡田荘司編『日本神道史』吉川弘文館、2010年 市川裕士『備後国人宮氏・一宮と室町幕府・守護』『日本歴史』2013年6月(781) 斎藤夏来・田淵光『備前吉備津宮からみた一宮制』岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第157号(2014年)

著者紹介

☆渋谷申博氏(しぶやのぶひろ)

一九六〇年、東京都生まれ。早稲田大学第一文学部卒。神道・仏教など日本の宗教史に関わる執筆活動をするかわら、全国の社寺・聖地・聖地鉄道などのフィールドワークを続けている。主な著作に『総図解よくわかる日本の神社』(中経出版)『聖地鉄道』『歩いて知る高野山と空海』(以上、洋泉社)『日本の神社を知る事典』『0からわかる神道のすべて』『0からわかる空海と高野山のすべて』(以上、三笠書房)ほかがある

全国一の宮会 沿革①

年 代		動 向
平成三年	七月二十七日	一の宮神社にゆかりのある全国十九の商工会議所代表が集う「二宮サミット」開催(於 愛知県一宮市)一の宮に感心が寄せられるようになる
	八月二十一、二十二日	全国一の宮会発起人会開催(於 熱海後楽園ホテル)「全国一の宮会成立趣意書」を一の宮九十四社に向け世話人として発信、四十社から同意承諾書受諾した発足にあたり会則の設定及び 会長等役員を選出を行った
	十月八日	全国一の宮会結成大会開催(於 住吉大社) 会長に大神神社 藤田宮司が就任し副会長に住吉大社奥野宮司 白山比咩神社 太田宮司両名が就任した
平成四年	五月二十五日	臨時役員会開催(於 明治記念館) 藤田会長退任に伴い、役員人事の件、また平成四年度総会開催の件を主に議論藤田会長に代わり副会長の住吉大社奥野宮司が会長に 代わって副会長に住吉神社横田宮司が選任された
平成五年	五月二十七日	平成四年度年次総会開催(於 乃木会館) 宝印帳(のちに一の宮御朱印帳となる)の作製の件 ガイドブック作製の件等が議論された また年次総会開催を各ブロックにて持ち回りで当番する事は厳しいという理由から次年度総会より事務局が主催し、青葉会議の時期に開催する事に決まった
平成六年	五月二十六日	平成五年度年次総会開催(於 乃木会館) 京都神祇工芸協同組合設立二十周年記念展示会へ各一の宮から展示品を出品する事等が議論される
	六月五〜七日	京都神祇工芸協同組合設立二十周年記念展示会開催(於 京都文化博物館) 各一の宮から展示品多数出品された

年 代		動 向
平成七年	三月九日	臨時役員会開催(於 明治記念館) 会長に住吉大社敷田宮司が選任し 副会長に白山比咩神社山崎宮司が選任
	五月二十五日	平成六年度年次総会開催(於 乃木会館) 全国一の宮御朱印帳の件、全国一の宮写真真展の件等が議論される
平成八年	五月二十三日	平成七年度年次総会開催(於 乃木会館) 全国一の宮御朱印帳作製が決定又 全国一の宮写真真展の件等が議論される
	十一月二十七日	皇大神宮鎮座二千年の節目に神宮参拝を兼ね開催 会の活性化を図り、総会主催を再び各ブロックの持ち回りにする事が決まった全国一の宮写真真展開催は保留となった
平成九年	六月十三、十四日	平成八年度年次総会開催(於 白山比咩神社) 全国一の宮で「交通事故不慮死者の慰霊」を大祓で行うと決定
平成十年	六月十六、十七日	平成九年度年次総会開催(於 出雲大神宮)
	十一月二十二日	全国一の宮御朱印帳各一の宮にて頒布開始
平成十一年	六月十、十一日	平成十年度年次総会開催(於 賀茂御祖神社)
平成十二年	八月十一、十二日	平成十一年度年次総会開催(於 真清田神社)
平成十三年	七月二十一日	平成十二年度年次総会開催(於 大神神社) 会則が大幅に改定 改定に伴い会長奉務神社内に事務局に置くこととなり次年度より大神神社が事務局となる事が決定 会長に大神神社 木山宮司が就任 副会長に白山比咩神社山崎宮司、真清田神社 飯田宮司が就任 (以降は次号に続く)

全国一の宮会 名簿①

☆九州沖縄地区

国名	神社名	一 祭神	鎮 坐 地
筑前国	住吉神社	底筒之男神 中筒之男神 表筒之男神	福岡市博多区住吉3-1-51
筑前国	宮崎宮	応神天皇 神功皇后 玉依姫命	福岡市東区箱崎1-22-1
筑後国	高良大社	高良玉垂命 八幡大神 住吉大神	福岡県久留米市御井町1
老岐国	天手長男神社	天忍穗耳尊 天手力男命 天鈿女命	長崎県老岐市郷ノ浦町田中触730
対馬国	海神神社	豊玉姫命 鵜葺草葺不合命 神功皇后 応神天皇	長崎県対馬市峰町木坂247
豊前国	宇佐神宮	八幡大神 比売大神 神功皇后	大分県宇佐市南宇佐2859
豊後国	西塞多神社	西塞多大神	大分市寒田1644
豊後国	杵原八幡宮	応神天皇 仲哀天皇 神功皇后	大分市上八幡987
肥前国	與止日女神社	與止日女命	佐賀県佐賀市大和町川上1-1
肥前国	千栗八幡宮	応神天皇 仲哀天皇 神功皇后	佐賀県三養基郡みやき町白壁2415
肥後国	阿蘇神社	健甞龍命 阿蘇都比咩命 国造速瓶玉命	熊本県阿蘇市一の宮町宮地3083-1
日向国	都農神社	大己貴命	宮崎県児湯郡都農町川北13294
大隅国	鹿児島神社	天津日高彦穗穗出見尊 豊玉比売命	鹿児島県霧島市隼人町内2496-1
薩摩国	枚聞神社	枚聞神	鹿児島県指宿市開開十町1366
薩摩国	新田神社	天津日高彦火瓊瓊杵尊 天照皇大御神 正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊	鹿児島県薩摩川内市内宮内町1935-2
琉球国	波上宮	伊弉冉尊 速玉男尊 事解男尊	沖縄県那覇市若狭1-25-11

☆中国四国地区

国名	神社名	一 祭神	鎮 坐 地
阿波国	大麻比古神社	大麻比古大神 猿田彦大神	徳島県鳴門市大麻町板東広塚13
讃岐国	田村神社	倭迹迹日百襲姫命 五十狭芹彦命 猿田彦大神 天隠山命 天五田根命	香川県高松市一宮町286
伊予国	大山祇神社	大山積神	愛媛県今治市大三島町宮浦3327
土佐国	土佐神社	味鋼高彦根神 一言主神	高知市一宮しなね2-16-1
美作国	中山神社	鏡作神 石凝姥神 天糠戸神	岡山県津山市一宮695
備前国	吉備津彦神社	大吉備津彦命	岡山市北区一宮1043
備前国	石上布都魂神社	素盞鳴尊	岡山市北区御津石上1908
備中国	吉備津神社	大吉備津彦大神	岡山市北区吉備津931
備後国	吉備津神社	大吉備津彦命 大日本根子彦太瓊命 細比売命 稚武吉備津彦命	広島県福山市新市町宮内4001-1

備後国	素盞鳴神社	素盞鳴尊 稲田比売命 八王子	広島県福山市新市町戸手1-1
安芸国	嚴島神社	市杵島姫命 田心姫命 湍津姫命	広島県廿日市市宮島町1-1
周防国	玉祖神社	玉祖命	山口県防府市大崎1690
長門国	住吉神社	住吉大神荒魂 応神天皇 武内宿禰命 神功皇后 建御名方命	山口県下関市一の宮住吉1-11-1
因幡国	宇倍神社	武内宿禰命	鳥取県鳥取市国府町宮下651
伯耆国	倭文神社	建葉槌命 下照姫命	鳥取県東伯耆郡湯梨浜町宮内754
出雲国	出雲大社	大国主大神	鳥根県出雲市大社町杵築東195
出雲国	熊野大社	神祖熊野大神櫛御氣野命	鳥根県松江市八雲町熊野2451
石見国	物部神社	宇摩志麻遲命	鳥根県大田市川合町川合1545
隱岐国	水若酢神社	水若酢命 中言命 鈴御前	鳥根県隱岐郡隱岐の島町郡723
隱岐国	由良比女神社	由良比女命	鳥根県隱岐郡西ノ島町浦郷922

他地区は次号へ続く

【人事】(平成三十年七月一日〜令和元年六月三十日)

渡辺吉信氏	越後国一の宮 彌彦神社	宮司就任	(平成三十年十一月一日)
海部毅成氏	丹後国一の宮 籠神社	宮司就任	(平成三十年十一月一日)
海部光彦氏	丹後国一の宮 籠神社	名誉宮司就任	(平成三十年十二月二十日)
中磨輝美氏	下野国一の宮 日光二荒山神社	宮司就任	(平成三十年十二月二十六日)
山田邦彦氏	尾張国一の宮 大神神社	宮司就任	(平成三十一年一月一日)
吉田健彦氏	下野国一の宮 日光二荒山神社	名誉宮司就任	(平成三十一年一月二十五日)
栗原宏明氏	越前国一の宮 氣比神社	宮司就任	(平成三十一年四月一日)
田村邦明氏	筑前国一の宮 宮崎宮	宮司就任	(平成三十一年四月一日)
田村靖邦氏	筑前国一の宮 宮崎宮	名誉宮司就任	(令和元年五月一日)
沼澤文彦氏	岩代国一の宮 伊佐須美神社	宮司就任	(令和元年六月一日)
松尾孝夫氏	能登国一の宮 氣多大社	名誉宮司就任	(令和元年六月一日)
三井孝秀氏	能登国一の宮 氣多大社	宮司就任	(令和元年六月一日)

全国一の宮会

頒布品案内

【ガイドブック

全国一の宮めぐり

全国の一の宮の由緒、鎮座地、祭典日、文化財、アクセスなどがご覧頂ける非常に便利なガイドブックです

オススメの巡拝のコースなども記載されており、一の宮の巡拝には欠かせない一冊となっております



手のひらサイズで持ち歩きやすく、巡拝のお供になろうかと存じます

(頒布価格 〇、〇〇〇円)

【ガイドブック 旅する一の宮】

一の宮周辺の観光地なども記載しております旅行者向けのガイドブックです

名物の料理やおススメのお菓子なども紹介しており手に取りやすい一冊でございます

一の宮めぐりと併せてご紹介頂ければ幸いに存じます

(頒布価格 〇、〇〇〇円)

【全国一の宮御朱印帳】

全国に鎮座する一の宮の御朱印を一冊に授かれるコンパクトサイズの御朱印帳です

中には、一の宮の所在地表も同封されており鎮座地を確認することが出来ます

また、一の宮巡拝を達成された方には事務局から記念品として「全国一の宮御朱印帳文庫」をお送りいたしておりますので、併せてご案内頂ければ幸いです

(頒布価格 〇、〇〇〇円)



御朱印帳



御朱印帳文庫



特製巾着袋

【全国一の宮御朱印帳 特製巾着袋】

御朱印帳がすっぽり入る巾着袋で、青とピンクの二色から選ぶ事が出来ます

西陣織の綺麗な作りをしており、用途は御朱印帳入れに拘らず、小物入れなどにもお使い頂けます

新に御朱印帳を受けられる方に併せてご案内頂けます

(卸価 〇、〇〇〇円)

編集後記

☆令和元年九月伊豆国三嶋大社で開催された総会では 役員の改選期であったが大方留任となった。これを機に会員神社の融和を深め相互研究に励み 神社神道の高揚宣布をはかり 鎮座地域の活性化に貢献すべき初期の目的を再確認し 更なる交流発展を期し 会報を発行する事となった。

☆会報の表題は江戸時代前期の神道家・橘三喜が延宝三年七月から二十三年の長い年月を費やして諸国の一の宮を巡拝された時 著した「一の宮巡拝記」の中で九州を巡拝した時の頁に「日本国一ノ宮」という橘三喜の揮毫が認めてあった 本会の目的である全国一の宮巡拝運動は江戸時代の三喜の巡拝が規範になっていることから 会報創刊にあたり 巡拝記の「日本国一ノ宮」の文字をを拡大し転写し本紙の表題とした。

☆本号は創刊号ということから「諸国一宮・二宮・三宮」のご著で知られる渋谷申博先生に「一の宮」に関係する玉稿をお願いし掲載した。

☆本紙は会員の情報交換紙でもあり 多くの会員のご投稿を乞う (飯)